

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

被保険者資格に関する届出はお済みですか？

従業員を採用したときには、「被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届」を5日以内に提出してください。その際、運転免許証等での本人確認の徹底と、**個人番号または基礎年金番号の記入を忘れず**をお願いします。

また、従業員が退職したときなど、被保険者または被用者に該当しなくなった場合には「被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届」を5日以内にご提出ください。

被保険者が退職したときの資格喪失日は、退職日の翌日となります。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

「報酬月額変更届」提出のお願い

標準報酬月額は、原則「被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届」や「被保険者算定基礎届／70歳以上被用者算定基礎届」により決定しますが、**固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届／70歳以上被用者月額変更届」により改定を行います。**次の3つの条件をすべて満たす場合に変更届の提出をお願いします。

- (1) 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 従前の標準報酬月額と、変動月から3カ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3カ月間の支払基礎日数が各月17日以上（短時間労働者は11日以上）。

同月内に被保険者資格を取得・喪失した場合の取り扱い

平成27年10月1日以降、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その同月に国民年金の被保険者（第2号被保険者は除く。）の資格を取得した場合には、**厚生年金保険料の納付は不要になり、国民年金保険料を納めることとなりました。**

この場合、該当する被保険者が在籍していた事業所あてに、年金事務所より厚生年金保険料の返還についてのお知らせを送付いたします。

〈例〉 H30.4.1 厚生年金保険加入 ⇒ H30.4.20 退職 ⇒ H30.4.21 国民年金へ加入

子ども・子育て拠出金の率が改定されます

平成30年4月分の厚生年金保険料（平成30年5月31日納期限）から、仕事と子育ての両立に資する子ども・子育て支援の充実を図るため、厚生年金保険料にかかる子ども・子育て拠出金の率が改定される予定です（改定の根拠となる法律の成立が前提となります）。

〔現行〕 1,000分の2.3（0.23%） ⇒ 〔改定後〕 1,000分の2.9（0.29%）

<http://www.nenkin.go.jp/>


日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。**年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。**
 ※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

◆ 年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

- 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15
- 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00
⇒5月1日、7日、14日、21日、28日
- 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00
⇒5月12日

平成30年5月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**ねんきんダイヤル**」へ！！ **0570-05-1165**

ねんきんダイヤルに繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

- ・山口年金事務所(予約 ☎ 083-922-5660)
- ・下関年金事務所(予約 ☎ 083-222-5587)

◆ 出張相談所開設のご案内

日	時	会場	管轄年金事務所
5月15日(火)	10:00～16:00	豊浦総合支所	下関年金事務所
5月24日(木)	10:00～16:00	豊北総合支所	
5月25日(金)	10:00～16:00	豊田総合支所	
5月9日(水)	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
5月17日(木)	10:00～16:00	【予約制】 田布施町役場	
5月23日(水)	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
5月9日(水)	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
5月10日(木)	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
5月15日(火)	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
5月24日(木)	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
5月10日(木)	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
5月16日(水)	10:00～12:00	【予約制】 萩市役所田万川総合事務所	
5月24日(木)	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。
 ※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。